

鹿屋市PCR検査費用助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市PCR検査費用助成事業実施要綱（令和3年鹿屋市告示第39号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年5月7日」に改める。

附則第2項中「令和5年3月31日」を「令和5年6月20日」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。